

注意すべき事項

	タイトル	内容
1	敷地調査書の添付について	確認申請のスムーズな受付のために、当センターの書式「確認申請書の記載内容に係る調査書」の添付をお願いしています。
2	図書の整合性について	申請書と設計図書の整合性には十分注意してください。
3	消防同意が必要な物件について	管轄の消防による事前の相談をお願いします。 【一戸建ての住宅で別棟の自動車車庫・物置（但し、延べ面積が住宅棟の1/2未満であるものかつ50㎡以下のものに限る）については住宅の一部として取り扱い、消防同意が不要な行政庁】 裾野市、御殿場市、富士市、静岡市、焼津市、掛川市、袋井市、磐田市、浜松市（農業用倉庫は同意必要）、湖西市 【住宅の用途以外はすべて消防同意が必要な行政庁】 伊東市、三島市、沼津市、富士宮市、藤枝市、島田市
4	付近見取図の提出について	付近見取り図は1/2500の白図を添付してください。
5	都市計画図の提出について	都市計画図の写しを添付してください。 都市計画情報をインターネットで提供している行政庁においてはインターネット提供サービスをご利用ください。
6	道路種別の明示について	配置図には道路名、道路番号（指定道路の場合は指定年月日を含む）を記入してください。
7	道路等の照合印について	御殿場市、沼津市、富士市、掛川市、磐田市、浜松市においては、法42条1項1号以外の全ての道路（浜松市、富士市において都市計画法による開発行為の許可を受けて築造された道で、施行規則第60条による適合証明が添付されている場合を除く）について、事前に確認申請書（正副）並びに建築計画概要書の配置図に各市建築主務課の照合印受領が必要ですので御協力をお願いします。また、伊東市、静岡市、焼津市、藤枝市、菊川市、森町においては、法42条2項道路について照合印の受領が必要です。静岡市、焼津市においては、赤道等の2項道路扱いしない旨の照合印の受領が必要です。富士宮市においては、確認申請を行う30日前までに2項道路の後退用地に関し、事前協議が必要です。
8	法42条2項道路内の既存擁壁及び塀の現況及び措置について	2項道路内の既存擁壁及び塀の記入及び撤去又は存置（既存不適格擁壁の場合）の明示をお願いします。
9	建築計画概要書の案内図、配置図の明確性について	案内図は、敷地の位置を正確に表示するために原則として2500分の1の地図を利用して下さい。 配置図は、紙面内におさめることにより見難くなってしまう場合は、別紙としてA4版として作成したものを添付して下さい。
10	都市計画法施行規則第60条適合証明について	静岡市、浜松市は必ず適合証明書の原本を正本に添付して下さい。また、申請の際は適合証明書の原本をお持ちください。
11	都市計画道路など都市計画施設の明確性及び照合印について	都市計画道路、公園、用途地域の境界等が申請敷地に接していたり近くにある場合、所轄行政庁で必ず確認を行い、配置図、付近見取図に位置を明記して下さい。 また、三島市、富士宮市、富士市、磐田市、浜松市においては、確認申請書（正副）並びに建築計画概要書の配置図に各市担当課にて照合印の受領が必要です。
12	壁量計算書の添付について	静岡県では壁量計算書の添付をお願いしています。 県内の建築物については、「静岡県建築構造設計指針・同解説」を参考にしてください。 「静岡県建築構造設計指針・同解説」は静岡県庁県民部建築確認検査室HPからダウンロードできます。 http://www.pref.shizuoka.jp/kenmin/km-340/index.html
13	下水道処理区域内の照合印について	御殿場市、沼津市、三島市、富士市、袋井市においては、下水道処理区域内の場合について、各市担当課の照合印受領が必要ですので御協力をお願いします。